

浄化槽設置事業費補助金制度



浜松市

○対象者

居住するための既設建物に使用している単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から環境配慮性能基準を満たす50人槽以下の高度処理型浄化槽へ設置替えする人

※ただし、次のうち1つでも該当する人は対象となりません。

- ・新設（新築、増築等）により浄化槽を設置する人
- ・既存の合併処理浄化槽を新しい合併処理浄化槽へ設置替えする人
- ・浄化槽設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する人
- ・住宅又は兼用住宅を借りていて浄化槽を設置する人
- ・交付決定前に工事着手している人
- ・申請年度の3月20日までに工事が完了しない人
- ・完成検査に立ち会わない人
- ・市税を滞納している人
- ・水道料金や下水道使用料等を滞納している人又は下水道等が未接続の人

※下水道等は申請者の申請要件による

○対象地域

原則、浜松市公共下水道事業計画区域以外の地域及び農業集落排水処理区域以外の地域

○補助金限度額（令和4年度）

| 人槽区分 | 補助額 | | 補助額合計 (①+②) |
|---------|-----------|----------|----------------|
| | ①浄化槽本体工事費 | ②宅内配管工事費 | |
| 5人槽 | 332,000円 | 300,000円 | 632,000円 |
| 7人槽 | 414,000円 | 300,000円 | 714,000円 |
| 10～50人槽 | 548,000円 | 300,000円 | 848,000円 |

※ 工事費が①と②それぞれの補助額に満たない場合、それぞれの工事費ごとに1,000円未満を切り捨てた額を合計した額が補助額となります。

※ 人槽算定は建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）によるものとします。

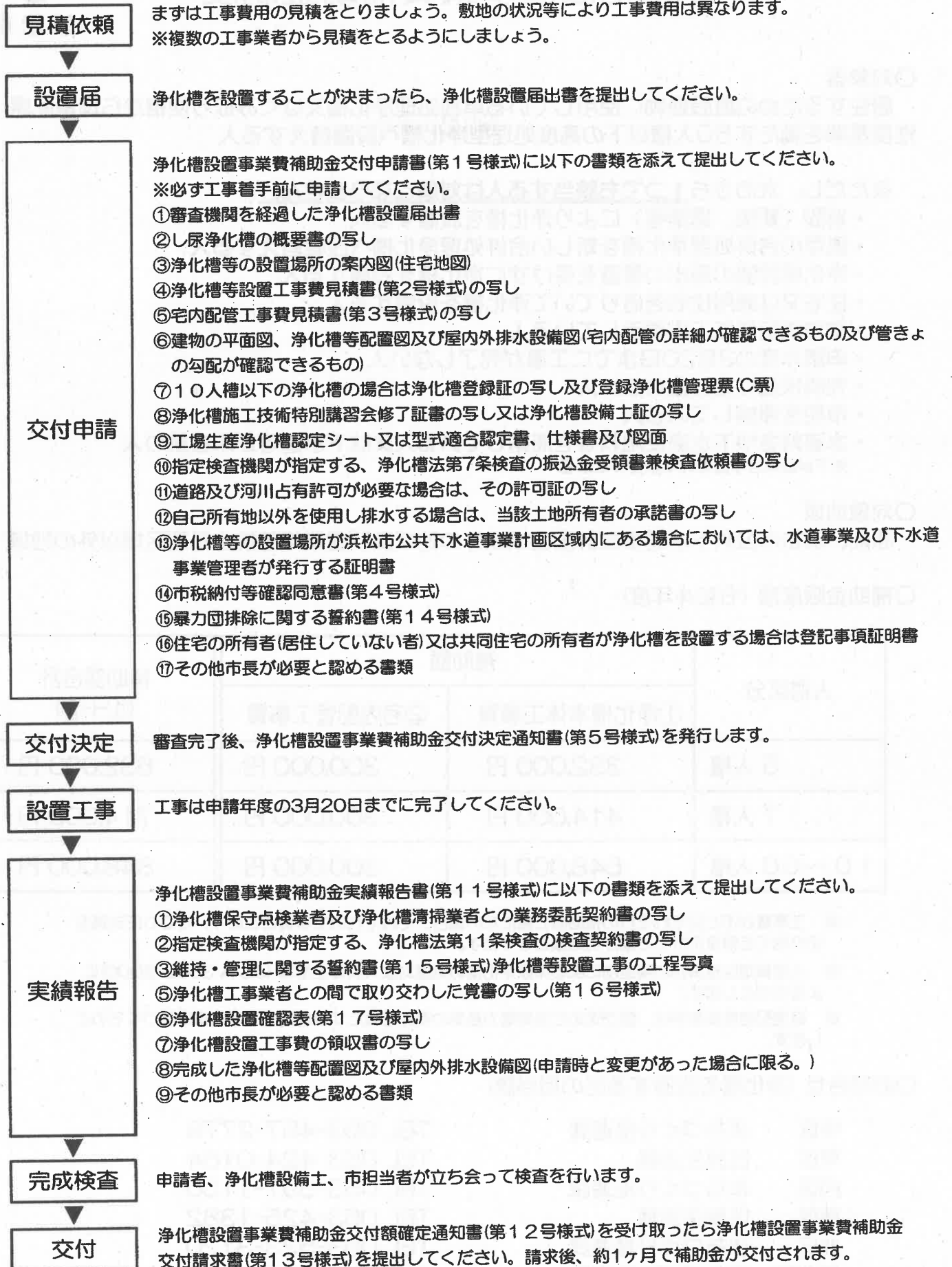
※ 環境配慮性能基準は、国が定めた消費電力基準の要件を満たす環境配慮型浄化槽に基づくものとします。

○お問合せ（浄化槽を設置する区の担当課）

| | | |
|-------|-----------|------------------|
| 中区 | まちづくり推進課 | TEL 053-457-2778 |
| 東区 | 区民生活課 | TEL 053-424-0164 |
| 西区 | まちづくり推進課 | TEL 053-597-1150 |
| 南区 | 区民生活課 | TEL 053-425-1382 |
| 北区 | まちづくり推進課 | TEL 053-523-3120 |
| 浜北区 | まちづくり推進課 | TEL 053-585-1115 |
| 天竜区 | まちづくり推進課 | TEL 053-922-0033 |
| 上下水道部 | お客さまサービス課 | TEL 053-474-7915 |

○申請の手続き

詳しくは各区役所の担当課へお問合せください。



○設置後の維持管理

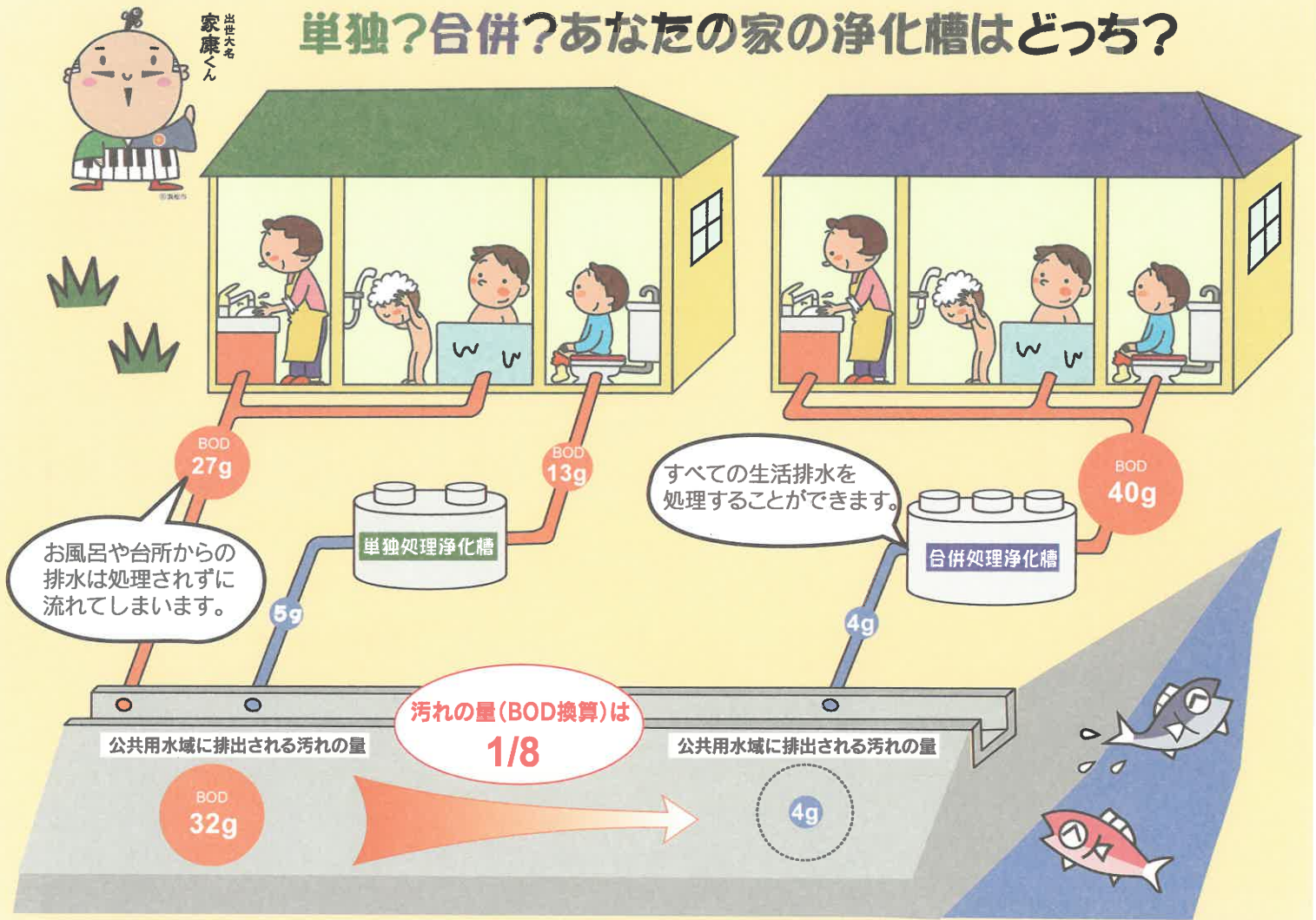
浄化槽の保守点検、清掃、水質検査は法律で義務付けられています。

これらが実施されていない場合には交付した補助金の返還を命令する場合があります。

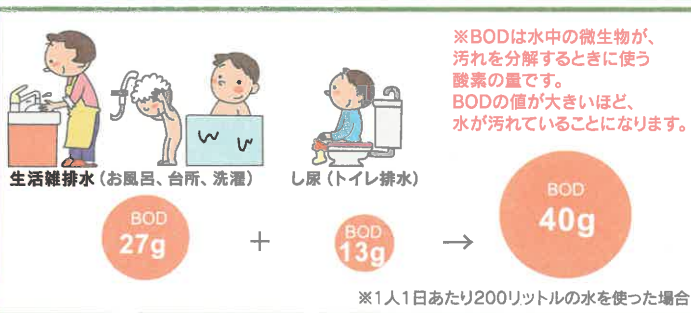
～単独処理浄化槽やくみ取り式トイレをお使いの方へ～ 合併処理浄化槽への設置替えをお願いします!

水質汚濁の主な原因は生活排水です。単独処理浄化槽やくみ取り式トイレをお使いの家庭では生活雑排水はそのまま川などへ流れてしまいます。きれいな川や湖を守るためには、すべての生活排水を処理して流すことが大切です。

単独?合併?あなたの家の浄化槽はどっち?



生活排水に含まれる汚れ(1人1日あたり)



浄化槽設置費補助金制度

合併処理浄化槽を設置する人を対象に補助金を交付する制度です。

対象・条件など

- 対象地域は下水道の計画のない地域です。
- 申請する人が居住する住宅の浄化槽に限ります。
- 浄化槽の工事を申請年度の3月20日までに完了してください。
- 申請の受付は先着順です。予算がなくなり次第終了します。

補助対象地域の確認や申請手続きのお問い合わせ

中区 まちづくり推進課 TEL 053-457-2778
 東区 区民生活課 TEL 053-424-0164
 西区 まちづくり推進課 TEL 053-597-1150
 南区 区民生活課 TEL 053-425-1382

北区 まちづくり推進課 TEL 053-523-3120
 浜北区 まちづくり推進課 TEL 053-585-1115
 天竜区 まちづくり推進課 TEL 053-922-0033

浜松市上下水道部 お客さまサービス課

TEL 053-474-7915 FAX 053-474-8009 E-mail service@city.hamamatsu.shizuoka.jp



地球の環境を守るため、植物油インキを使用しております。

浄化槽の点検・清掃・検査は 法律で義務付けられています

● ● ● 保守点検を定期的に行いましょう ● ● ●

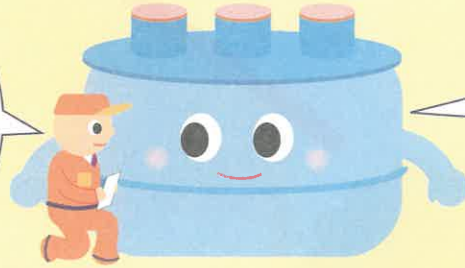
(浄化槽法第10条)

〈実施するには〉

市の登録を受けた保守点検業者へ
依頼してください。

保守点検業者に関するお問い合わせ

~~裏面お問い合わせ先または~~
静岡県浄化槽協会 西遠支部
TEL.053-414-1800
市のHPへ(浜松市 保守点検)で検索)



〈保守点検とは〉

モーターなどの点検、
浄化槽の機能検査、
汚泥の調整、
消毒薬の点検補給

〈罰則〉 浄化槽の保守点検を規定どおり行わない場合、6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。(浄化槽法第62条)

● ● ● 清掃を定期的に行いましょう ● ● ●

(浄化槽法第10条)

〈実施するには〉

各地域を担当する
浄化槽清掃業者へ
依頼してください。
不明な場合は裏面
お問い合わせ先まで。



〈清掃とは〉

浄化槽内に溜まった
汚泥・スカムなどを
引き抜き、槽内を
きれいにします。

年1回以上実施して
ください。

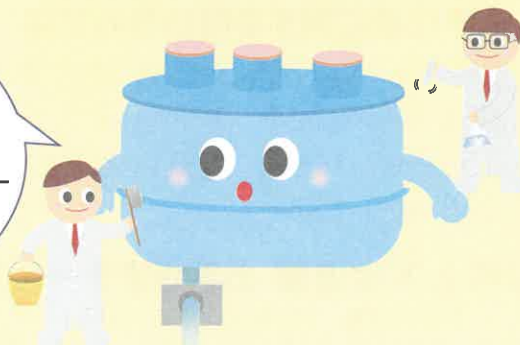
〈罰則〉 浄化槽の清掃を規定どおり行わない場合、6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。(浄化槽法第62条)

● ● ● 法定検査を受けましょう ● ● ●

(浄化槽法第7条・11条)

〈実施するには〉

県知事が指定した
検査機関へ依頼してください。
(一財)静岡県生活科学検査センター
西部支所(浜松)
TEL.053-540-1365



〈法定検査とは〉

公的機関による
水質に関する検査

初回(7条)検査
使い始めてから
4~8ヶ月の間
2回目以降(11条検査)
年1回

〈罰則〉 浄化槽の法定検査が実施されていない場合、30万円以下の過料に処せられることがあります。(浄化槽法第66条の2)

浄化槽は正しく使いましょう!



浄化槽に関する問い合わせは

中 区 まちづくり推進課 TEL.053-457-2778
東 区 区 民 生 活 課 TEL.053-424-0164
西 区 まちづくり推進課 TEL.053-597-1150
南 区 区 民 生 活 課 TEL.053-425-1382

北 区 まちづくり推進課 TEL.053-523-3120
浜北区 まちづくり推進課 TEL.053-585-1115
天竜区 まちづくり推進課 TEL.053-922-0033

浜松市上下水道部 お客さまサービス課

〒430-0906 浜松市中区住吉五丁目13-1

Tel 053-474-7915 Fax 053-474-8009

E-mail:service@city.hamamatsu.shizuoka.jp HP:https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp